

令和元年 9 月 13 日
山口県報号外第 18 号
監査公表第 1 号別冊

令和元年度

定期監査の結果に対する措置の通知に係る事項

令和元年 9 月

山口県監査委員

目 次

I 平成 30 年度定期監査の結果に対する措置の内容

1	産業戦略部	1
2	健康福祉部	1
3	商工労働部	9
4	観光スポーツ文化部	10
5	農林水産部	11
6	土木建築部	14
7	企業局	16
8	教育庁	16
9	警察本部	18

II 定期監査の結果に添える意見に対する措置の内容

1	平成 30 年度意見に対する措置の内容	
(1)	内部統制制度の導入と意識の醸成について	19
(2)	出納員及び分任出納員の適正な配置について	19
2	平成 24 年度意見に対する措置の内容	
(1)	県立学校における団体への負担金の支出について	20

I 平成 30 年度定期監査の結果に対する措置の内容

監査の結果	措置の内容																																																		
<p>1 産業戦略部</p> <p>報償費及び負担金の支払いにおいて、経費支出伺により決裁を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="188 376 798 526"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>件 数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報償費</td> <td>2 件</td> <td>138,000 円</td> </tr> <tr> <td>負担金</td> <td>1 件</td> <td>1,000,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(監査：平成 30 年 8 月 21 日)</p>	内 容	件 数	金 額	報償費	2 件	138,000 円	負担金	1 件	1,000,000 円	<p>1 産業戦略部</p> <p>会計規則の運用第 47 条関係を再度確認し、再発防止を図った。</p>																																									
内 容	件 数	金 額																																																	
報償費	2 件	138,000 円																																																	
負担金	1 件	1,000,000 円																																																	
<p>2 健康福祉部</p> <p>(1) 厚政課</p> <p>次のとおり収入未済があった。</p> <p>(一般会計)</p> <table border="1" data-bbox="204 795 798 1030"> <thead> <tr> <th>歳入の名称</th> <th>区 分</th> <th>金 額</th> <th>未納者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護費返還金</td> <td>過年度分</td> <td>4,630,113 円</td> <td>12 者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">介護福祉士修学資 金貸付金</td> <td>現年度分</td> <td>507,000 円</td> <td>2 者</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>652,000 円</td> <td>2 者</td> </tr> <tr> <td>職員給与返還金</td> <td>過年度分</td> <td>381,612 円</td> <td>1 者</td> </tr> </tbody> </table> <p>支出負担行為の整理をする時期が遅延しているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="204 1344 813 1713"> <thead> <tr> <th>支 出 の 内 容</th> <th>契 約 日・交付 決定日</th> <th>支出負担行為 整理日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護の魅力発信事業</td> <td>平成 29 年 6 月 16 日</td> <td>平成 29 年 12 月 21 日</td> </tr> <tr> <td>退職手当共済事業給 付費補助金</td> <td>平成 29 年 8 月 23 日</td> <td>平成 29 年 11 月 22 日</td> </tr> <tr> <td>山口県保護施設整備 費補助金</td> <td>平成 29 年 6 月 26 日</td> <td>平成 30 年 1 月 16 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(監査：平成 30 年 8 月 8 日)</p>	歳入の名称	区 分	金 額	未納者数	生活保護費返還金	過年度分	4,630,113 円	12 者	介護福祉士修学資 金貸付金	現年度分	507,000 円	2 者	過年度分	652,000 円	2 者	職員給与返還金	過年度分	381,612 円	1 者	支 出 の 内 容	契 約 日・交付 決定日	支出負担行為 整理日	介護の魅力発信事業	平成 29 年 6 月 16 日	平成 29 年 12 月 21 日	退職手当共済事業給 付費補助金	平成 29 年 8 月 23 日	平成 29 年 11 月 22 日	山口県保護施設整備 費補助金	平成 29 年 6 月 26 日	平成 30 年 1 月 16 日	<p>2 健康福祉部</p> <p>(1) 厚政課</p> <p>未納者に対し、訪問・催告状の送付等を実施した結果、指摘のあった収入については、平成 30 年度末において次のとおりとなった。</p> <p>引き続き、訪問・催告状の送付等により回収に取り組むこととする。</p> <p>(一般会計)</p> <table border="1" data-bbox="865 974 1444 1209"> <thead> <tr> <th>歳入の名称</th> <th>区 分</th> <th>金 額</th> <th>未納者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護費返還金</td> <td>過年度分</td> <td>4,630,113 円</td> <td>12 者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">介護福祉士修学資 金貸付金</td> <td>現年度分</td> <td>165,000 円</td> <td>1 者</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>652,000 円</td> <td>2 者</td> </tr> <tr> <td>職員給与返還金</td> <td>過年度分</td> <td>0 円</td> <td>0 者</td> </tr> </tbody> </table> <p>担当者及び担当班長に対し、個別に指導を行ったほか、全ての課員に対し、支出負担行為の整理時期についての周知・注意喚起を行った。</p>	歳入の名称	区 分	金 額	未納者数	生活保護費返還金	過年度分	4,630,113 円	12 者	介護福祉士修学資 金貸付金	現年度分	165,000 円	1 者	過年度分	652,000 円	2 者	職員給与返還金	過年度分	0 円	0 者
歳入の名称	区 分	金 額	未納者数																																																
生活保護費返還金	過年度分	4,630,113 円	12 者																																																
介護福祉士修学資 金貸付金	現年度分	507,000 円	2 者																																																
	過年度分	652,000 円	2 者																																																
職員給与返還金	過年度分	381,612 円	1 者																																																
支 出 の 内 容	契 約 日・交付 決定日	支出負担行為 整理日																																																	
介護の魅力発信事業	平成 29 年 6 月 16 日	平成 29 年 12 月 21 日																																																	
退職手当共済事業給 付費補助金	平成 29 年 8 月 23 日	平成 29 年 11 月 22 日																																																	
山口県保護施設整備 費補助金	平成 29 年 6 月 26 日	平成 30 年 1 月 16 日																																																	
歳入の名称	区 分	金 額	未納者数																																																
生活保護費返還金	過年度分	4,630,113 円	12 者																																																
介護福祉士修学資 金貸付金	現年度分	165,000 円	1 者																																																
	過年度分	652,000 円	2 者																																																
職員給与返還金	過年度分	0 円	0 者																																																

(2) 医療政策課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
保健師等修学資金 貸付金	現年度分	2,327,000円	11者
	過年度分	8,493,500円	22者

支出負担行為の整理をする時期が遅延しているものがあった。

支出の内容	契約日・交付 決定日	支出負担行為 整理日
地域医療介護連携情報システム活用構想策定業務	平成29年4月 21日	平成29年9月 29日
医療施設等耐震整備事業補助金	平成29年10月 20日	平成30年3月 13日

(監査：平成30年8月30日)

(3) 医務保険課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
理学療法士等修学資金貸付金	過年度分	2,508,000円	3者

(監査：平成30年8月21日)

(2) 医療政策課

未納者に対し、電話や文書による催告を適宜実施した結果、指摘のあった収入未済額については、平成30年度末において次のとおりとなった。

引き続き、適宜催告等を行い、収入未済の解消に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
保健師等修学資金 貸付金	現年度分	2,092,000円	7者
	過年度分	8,051,500円	20者

所属職員に対し、契約・交付決定後直ちに支出負担行為の整理を行うよう再度周知を行った。

(3) 医務保険課

未納者に対し、電話や文書による催告を適宜実施した結果、指摘のあった収入未済額については、平成30年度末において次のとおりとなった。

引き続き、適宜催告などを行い、収入未済額の解消に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
理学療法士等修学資金貸付金	過年度分	2,210,000円	2者

(4) 長寿社会課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
高齢者住宅整備資金貸付金	過年度分	131,942,171 円	70 者

(監査：平成 30 年 9 月 10 日)

(5) 障害者支援課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
在宅心身障害児(者)対策費(負担金)	過年度分	37,757,460 円	274 者
障害者住宅整備資金貸付金(貸付金元利収入)	過年度分	27,987,115 円	24 者
心身障害者扶養共済事業過給付年金返納金	過年度分	200,000 円	3 者

(監査：平成 30 年 10 月 16 日)

(4) 長寿社会課

未納者に対し、個別の滞納理由に沿ったきめ細かな催告を実施した他、相続人及び連帯保証人への催告も強化し、償還指導に努めた結果、指摘のあった収入未済額については、平成 30 年度末において次のとおりとなった。

引き続き、償還指導を強化・継続し、より一層の収納促進に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
高齢者住宅整備資金貸付金	過年度分	124,046,311 円	65 者

(5) 障害者支援課

未納者に対し、電話・文書催告及び自宅訪問による催告等を行った結果、指摘のあった収入未済額については平成 30 年度末において次のとおりとなった。

引き続き、電話・文書催告及び自宅訪問による催告等に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
在宅心身障害児(者)対策費(負担金)	過年度分	37,493,460 円	272 者
障害者住宅整備資金貸付金(貸付金元利収入)	過年度分	27,715,925 円	22 者
心身障害者扶養共済事業過給付年金返納金	過年度分	200,000 円	3 者

(6) こども家庭課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童扶養手当返納金	過年度分	1,696,100円	7者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	218,870,089円	400者
母子父子寡婦福祉資金違約金	現年度分	384,400円	11者
	過年度分	17,608,683円	283者

(監査：平成30年9月10日)

(7) 岩国健康福祉センター

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	過年度分	732,000円	1者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	現年度分	2,454,619円	48者
	過年度分	34,871,974円	113者
母子父子寡婦福祉資金違約金等	現年度分	413,600円	26者

(監査：平成30年11月12日)

(6) こども家庭課

指摘のあった収入未済額については、償還指導等により、平成30年度末において次のとおりとなった。

引き続き、未収金対策に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童扶養手当返納金	過年度分	1,685,100円	6者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	206,907,738円	383者
母子父子寡婦福祉資金違約金	現年度分	384,400円	11者
	過年度分	16,579,995円	266者

(7) 岩国健康福祉センター

未納者に対する、訪問、督促等償還指導及び履行延期等の結果、指摘のあった収入未済額については、平成30年度末には、次のとおりとなった。

引き続き、督促・訪問・連絡・調査等により継続した指導を行い、収入未済の圧縮に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	過年度分	732,000円	1者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	現年度分	1,474,499円	29者
	過年度分	33,142,270円	105者
母子父子寡婦福祉資金違約金等	現年度分	165,100円	13者

(8) 柳井健康福祉センター

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	現年度分	4,143,458円	33者
	過年度分	21,414,009円	54者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	5,651,948円	14者
母子父子寡婦福祉資金違約金	過年度分	236,184円	4者

(監査：平成30年7月30日)

(9) 周南健康福祉センター

次のとおり収入未済があった。

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	現年度分	10,466,570円	96者
	過年度分	70,242,194円	156者
母子父子寡婦福祉資金違約金	過年度分	1,502,010円	36者

(監査：平成30年11月19日)

(8) 柳井健康福祉センター

未納者に対し、電話、文書及び訪問による督促や償還指導を行った結果、指摘のあった収入未済額については、平成30年度末において次のとおりとなった。

引き続き、適宜催告等を行い、収入未済の解消に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	現年度分	3,839,325円	32者
	過年度分	21,323,884円	54者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	5,606,576円	14者
母子父子寡婦福祉資金違約金	過年度分	236,184円	4者

(9) 周南健康福祉センター

未納者に対し、納付催告や償還指導を実施した結果、指摘のあった収入未済額については、平成30年度末において次のとおりとなった。

引き続き、収入未済の解消に取り組むこととする。

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	現年度分	8,812,140円	96者
	過年度分	63,497,681円	149者
母子父子寡婦福祉資金違約金	過年度分	1,421,810円	34者

(10) 山口健康福祉センター

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	過年度分	453,552円	7者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉	現年度分	2,537,674円	35者
資金貸付金	過年度分	34,631,484円	91者

(監査：平成30年10月16日)

(11) 宇部健康福祉センター

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	過年度分	791,759円	1者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉	現年度分	3,592,510円	59者
資金貸付金	過年度分	50,091,006円	120者
母子父子寡婦福祉 資金返納金	過年度分	787,000円	8者

(監査：平成30年7月23日)

(12) 長門健康福祉センター

物品借入に係る支出において、使用料及び賃借料で支出すべきところを、役務費で支出していたものがあつた。

品名・数量	金額	支出科目
電話設備一式	133,200円	役務費

(監査：平成30年10月23日)

(10) 山口健康福祉センター

未納者に対し、納付勧告や償還指導を実施した結果、指摘のあつた収入未済額については、平成30年度末において次のとおりとなつた。

引き続き、納付勧告や償還指導に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	過年度分	428,060円	7者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉	現年度分	1,292,533円	27者
資金貸付金	過年度分	32,671,594円	81者

(11) 宇部健康福祉センター

未納者に対し、電話及び文書にて督促するとともに、納付しない者には、家庭訪問を行った結果、指摘のあつた収入未済額については、平成30年度末において次のとおりとなつた。

引き続き、未収金の徴収に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
生活保護費返還金	過年度分	731,759円	1者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
母子父子寡婦福祉	現年度分	2,606,725円	52者
資金貸付金	過年度分	47,691,823円	112者
母子父子寡婦福祉 資金返納金	過年度分	744,000円	7者

(12) 長門健康福祉センター

今後は、支出の内容について十分注意を払うとともに、少しでも取扱いに疑義を感じた場合は、財務会計マニュアルを確認するなど適正な科目で処理するように取り組むこととした。

(13) 中央児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等	現年度分	824,400円	9者
措置費負担金	過年度分	3,741,480円	27者
児童心理治療施	現年度分	164,200円	3者
設運営費負担金	過年度分	1,955,780円	11者

(監査：平成30年11月6日)

(14) 岩国児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措 置費負担金	過年度分	3,543,390円	14者

(監査：平成30年10月3日)

(15) 周南児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措	現年度分	3,181,788円	27者
置費負担金	過年度分	11,364,323円	66者

(監査：平成30年7月4日)

(13) 中央児童相談所

未納者に対し、積極的な各種催告などの滞納整理に努めた結果、指摘のあった収入未済額については、平成30年度末において次のとおりとなった。

引き続き、適宜催告等を行い、収入未済の解消に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等	現年度分	824,400円	9者
措置費負担金	過年度分	3,677,420円	25者
児童心理治療施	現年度分	162,000円	1者
設運営費負担金	過年度分	1,931,780円	10者

(14) 岩国児童相談所

未納者に対し、電話や家庭訪問等による納入指導を継続して実施した結果、指摘のあった収入未済については、平成30年度末において次のとおりとなった。

引き続き、収入未済額の回収に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措 置費負担金	過年度分	3,393,040円	13者

(15) 周南児童相談所

未納者に対し、担当福祉司からの呼びかけや、電話催告を行った結果、指摘のあった収入未済額については、平成30年度末において次のとおりとなった。

引き続き、所内で情報共有を行い組織的に債権管理に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措	現年度分	2,970,008円	24者
置費負担金	過年度分	10,671,153円	57者

(16) 宇部児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	550,804円	7者
	過年度分	1,975,607円	21者
児童心理治療施設運営費負担金	過年度分	189,600円	2者

(監査：平成30年10月25日)

(17) 下関児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	834,000円	10者
	過年度分	7,378,510円	30者
障害児施設等措置費負担金	過年度分	2,531,600円	5者

(監査：平成30年5月31日)

(18) 萩児童相談所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	171,220円	5者

(監査：平成30年5月31日)

(16) 宇部児童相談所

未納者に対し、電話や文書による催告を実施した結果、指摘のあった収入未済額については、平成30年度末において次のとおりとなった。

引き続き、電話や文書による催告を実施する等未収金の回収に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	439,304円	6者
	過年度分	1,602,607円	17者
児童心理治療施設運営費負担金	過年度分	189,600円	2者

(17) 下関児童相談所

未納者に対し、電話催告、文書催告及び臨戸催告等をした結果、指摘のあった収入未済額については、平成30年度末において次のとおりとなった。

引き続き、収入未済額の回収に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	503,280円	5者
	過年度分	6,390,850円	23者
障害児施設等措置費負担金	過年度分	2,384,300円	5者

(18) 萩児童相談所

未納者に対し、電話催告、文書催告、職場訪問した結果、指摘のあった収入未済額については、平成30年度末において次のとおりとなった。

引き続き、収入未済額の回収に取り組むこととする。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	165,500円	4者

(19) 育成学校

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童自立支援施設 運営費負担金	過年度分	346,600円	5者

(監査：平成31年2月21日)

(19) 育成学校

未納者に対し、再三催告をした結果、指摘のあった収入未済額については、平成30年度末においては次のとおりとなった。

今後は債権は各児童相談所に所管変更され、引き続き、収入未済額の回収に取り組むこととなる。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童自立支援施設 運営費負担金	過年度分	346,600円	5者

3 商工労働部

(1) 経営金融課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
中小企業振興育成 費(中小企業従業員住宅家賃)	過年度分	15,321,672円	1者

(中小企業近代化資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
中小企業設備 近代化資金貸付金	過年度分	72,655,884円	28者
中小企業高度 化資金貸付金	現年度分	3,043,719,870円	2者
	過年度分	2,808,618,326円	11者

(監査：平成30年8月27日)

3 商工労働部

(1) 経営金融課

○中小企業振興育成費(中小企業従業員住宅家賃)
連帯保証人やその相続人と交渉等を行い、未収金の回収に努めたものの、平成30年度において回収実績がなかった。

引き続き、連帯保証人やその相続人と交渉を行う等により、未収金の圧縮に努めていく。

○中小企業設備近代化資金貸付金

債務者の多くが倒産しており、回収が困難な状況であるが、連帯保証人やその相続人と交渉等を行い、未収金の回収に努めた結果、平成30年度末で未収金は次のとおりとなった。

引き続き、連帯保証人や相続人に対して、交渉を行う等により、未収金の圧縮に努めていく。

(中小企業近代化資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
中小企業設備近 代化資金貸付金	過年度分	71,335,884円	28者

○中小企業高度化資金貸付金

残存しながら完済が可能な貸付先については分納による回収を進め、経営が破綻、あるいは経営再建が困難と認められる貸付先に対しては主債務者及び連帯保証人への法的措置を含め、回収に努めた結果、平成30年度末の未収金は次のとおりとなった。

引き続き、鋭意回収を行い、未収金の圧縮に努めていく。

(中小企業近代化資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
中小企業高度	現年度分	3,042,879,870 円	2 者
化資金貸付金	過年度分	2,624,189,556 円	11 者

4 観光スポーツ文化部

(1) スポーツ推進課

調定票の決裁を行っていないものがあつた。

内容	件数	調定金額
行政財産使用料	4 件	総額 1,049,366 円

支出負担行為の整理をする時期が遅延しているものがあつた。

支 出 の 内 容	契 約 日・交付 決定日	支出負担行為 整理日
トップスポーツクラブとの連携によるスポーツ振興・地域活性化推進業務	平成 29 年 5 月 1 日	平成 29 年 9 月 7 日
スポーツ振興対策事業費 補助金	平成 30 年 1 月 24 日	平成 30 年 4 月 24 日
	平成 29 年 5 月 17 日	平成 29 年 9 月 8 日
	平成 29 年 11 月 1 日	平成 30 年 4 月 24 日

(監査：平成 30 年 8 月 8 日)

(2) 美術館

前渡を受けた資金について、前渡資金経理簿に登記していなかった。

内 容	資 金 前渡額	資金前渡 年月日	支払完了 年月日
美術品収集審査委員会謝礼	70,000 円	平成 30 年 2 月 2 日	平成 30 年 2 月 6 日

(監査：平成 30 年 9 月 18 日)

4 観光スポーツ文化部

(1) スポーツ推進課

再発防止に向けて、会計担当に対し、本件について周知徹底するとともに、各班長において、決裁漏れがないよう定期的に確認する等、課全体でのチェック体制の強化を図った。

再発防止に向けて、職員に対し、本件について周知徹底するとともに、各班長において、起票漏れがないよう定期的に確認する等、課全体でのチェック体制の強化を図った。

(2) 美術館

事務処理にあたっては、担当者はもちろんであるが、決裁する側も最新のマニュアル、通知等で確認し、複数人でチェックを行い適切な事務処理に取り組んでいる。

(3) 萩美術館・浦上記念館

前渡を受けた資金について、前渡資金経理簿に登記していなかった。

内容	資金 前渡額	資金前渡 年月日	支払完了 年月日
展示指導講師 旅費	173,940 円	平成 29 年 5 月 12 日	平成 29 年 5 月 14 日

(監査：平成 30 年 5 月 21 日)

(3) 萩美術館・浦上記念館

事務処理にあたっては、担当者はもちろんであるが、決裁する側も最新のマニュアル、通知等で確認し、複数人でチェックを行い適切な事務処理に取り組んでいる。

5 農林水産部

(1) ぶちうまやまぐち推進課

次のとおり収入未済があった。

(林業・木材産業改善資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
林業・木材産業改善資金貸付金	過年度分	16,901,000 円	7 者
林業・木材産業改善資金違約金	過年度分	2,742,008 円	3 者

(沿岸漁業改善資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
沿岸漁業改善資金貸付金	過年度分	6,282,000 円	4 者
沿岸漁業改善資金違約金	過年度分	1,522,029 円	2 者

(就農支援資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
農業改良資金貸付金	過年度分	24,659,000 円	5 者
農業改良資金	現年度分	7,519,043 円	1 者
違約金	過年度分	6,439,727 円	6 者

(監査：平成 30 年 10 月 18 日)

5 農林水産部

(1) ぶちうまやまぐち推進課

未納者に対し、関係機関等と連携し収納に努めた結果、指摘のあった収入未済額については、平成 30 年度末において次のとおりとなった。

引き続き、関係機関等と連携して収入未済額の早期解消に向けて取り組んでいく。

(林業・木材産業改善資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
林業・木材産業改善資金貸付金	過年度分	16,735,000 円	7 者
林業・木材産業改善資金違約金	過年度分	2,742,008 円	3 者

(沿岸漁業改善資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
沿岸漁業改善資金貸付金	過年度分	6,162,000 円	4 者
沿岸漁業改善資金違約金	過年度分	1,351,219 円	1 者

(就農支援資金特別会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
農業改良資金貸付金	過年度分	23,225,000 円	4 者
農業改良資金	現年度分	6,919,043 円	1 者
違約金	過年度分	6,164,162 円	6 者

(2) 農業振興課

支出負担行為の整理をする時期が遅延しているものがあつた。

支出の内容	交付決定日	支出負担行為 整理日
農業振興対策事業（安心・安全農作物づくりサポート事業（残留農薬検査支援対策））補助金	平成 29 年 5 月 19 日	平成 30 年 5 月 10 日
山口県強い農業づくり交付金	平成 29 年 6 月 19 日	平成 29 年 12 月 14 日

（監査：平成 30 年 9 月 6 日）

(3) 農村整備課

次のとおり収入未済があつた。

（一般会計）

歳入の名称	区分	金額	未納者数
橋等名板損害賠償金	過年度分	166,425 円	1 者

（監査：平成 30 年 9 月 10 日）

(4) 美祢農林水産事務所

支出負担行為の整理をする時期が遅延しているものがあつた。

支出の内容	交付決定日	支出負担行為 整理日
小規模治山事業	平成 29 年 5 月 29 日	平成 30 年 2 月 6 日
	平成 29 年 10 月 18 日	

（監査：平成 30 年 7 月 24 日）

(2) 農業振興課

各班長及び各事業担当者に対し、契約又は交付決定等施行した場合は、経理担当者に関係書類を速やかに提出するよう周知するとともに、経理担当者から定期的に回覧板等で提出漏れがないか確認を実施する。

併せて、決裁段階において、施行文書に施行注意として、「施行文（写）を予算担当に提出すること」との追記や、付箋等で関係書類の提出を促すこととし、再発防止に努める。

(3) 農村整備課

収入未済については、関係課とともに、未納者に対し文書等による督促を行ったものの、平成30年度において、回収実績がなかった。

引き続き、適宜督促等を行い、収納未済の解消に取り組んでいる。

(4) 美祢農林水産事務所

決裁書類の回付時、総務課担当は事業担当に決裁後は支出負担行為の整理に必要な書類を速やかに提出するよう周知・徹底することとした。

予算担当は管理ファイルの作成とともに予算執行補助簿に支出負担行為未整理であることを明記し、総務課担当に進捗状況を随時確認して支出負担行為の整理時期が遅延することのないよう複数で管理に努めることとした。

(5) 水産研究センター

時間外勤務手当及び夜間勤務手当の支給金額に誤りがあった。

内容	誤払額	誤払人数
時間外勤務手当について、支給の基礎となる時間数を計算する際に、30分未満を切り上げて計算し、過大に支給していたもの	59,490円	10者
夜間勤務手当について、支給の基礎となる時間数を計算する際に、30分未満を切り上げて計算し、過大に支給していたもの	565円	1者

(監査：平成30年11月26日)

(5) 水産研究センター

時間外勤務手当の過払いについては、過年度戻入により平成30年11月に全額返納済み。

その後の支給に当たっては、チェックを二重（主任、次長）に行い、時間外の支給に間違いの無いよう徹底している。

夜間勤務手当の過払いについては、過年度戻入により平成30年11月に全額返納済み。その後の支給に当たっては、チェックを二重（主任、次長）に行い、夜間手当の支給に間違いの無いよう徹底している。

6 土木建築部

(1) 監理課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
給料返納金	過年度分	228,188 円	1 者

(監査：平成 30 年 8 月 23 日)

(2) 道路整備課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
橋等名板損害賠償金	過年度分	6,993,000 円	1 者

(監査：平成 30 年 9 月 10 日)

(3) 道路建設課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
橋等名板損害賠償金	過年度分	674,729 円	1 者

(監査：平成 30 年 9 月 18 日)

(4) 住宅課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
県営住宅家賃	過年度分	197,871,460 円	730 者
県営住宅駐車場使用料	過年度分	7,231,291 円	536 者
県営住宅火災損害賠償金	過年度分	17,150,775 円	3 者

(監査：平成 30 年 11 月 16 日)

6 土木建築部

(1) 監理課

未納者の所在確認に努めているが、未だ所在不明の状態であり、平成 30 年度において回収実績がなかった。

引き続き、所在確認を実施の上、督促を行い未収金の解消に取り組む。

(2) 道路整備課

収入未済については、未納者に対し文書等による督促を行ったものの、平成 30 年度において回収実績がなかった。

引き続き、適宜督促等を行い、収入未済の解消に取り組んでいる。

(3) 道路建設課

収入未済については、関係課とともに、未納者に対し文書等による督促を行ったものの、平成 30 年度において、回収実績がなかった。

引き続き、適宜督促等を行い、収入未済の解消に取り組んでいる。

(4) 住宅課

家賃・駐車場使用料の未納者については、大半を退去者が占め、回収が困難となっているため、債権回収を弁護士法人に委託するなどした結果、指摘のあった収入未済額については、平成 30 年度末において次のとおりとなった。

また、火災損害賠償金については、債務者が現状においても生活困窮者であり、回収が困難なため、平成 30 年度において回収実績がなかった。

引き続き、未収金対策に取り組むこととする。
(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
県営住宅家賃	過年度分	196,312,786 円	699 者
県営住宅駐車場使用料	過年度分	7,104,721 円	524 者
県営住宅火災損害賠償金	過年度分	17,150,775 円	3 者

(5) 防府土木建築事務所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
土木諸費(工事契約違約金、道路設備に係る原因者負担金)	現年度分	1,022,328円	3者
	過年度分	382,198円	3者

(監査：平成30年11月22日)

(6) 宇部土木建築事務所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
工事請負契約違約金	過年度分	2,183,174円	3者

(監査：平成31年1月17日)

(7) 長門土木建築事務所

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
道路設備に係る原因者負担金	現年度分	183,600円	1者

(監査：平成31年1月16日)

(5) 防府土木建築事務所

未納者に対し、適宜、文書による催告や未納者の状況に応じた納付指導等を行うとともに、不納欠損処分を行った結果、指摘のあった収入未済額については、平成30年度末において次のとおりとなった。

引き続き、適宜催告等を行い、収入未済額の回収に取り組んでいる。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
土木諸費(工事契約違約金、道路設備に係る原因者負担金)	現年度分	912,560円	2者
	過年度分	149,644円	1者

(6) 宇部土木建築事務所

工事請負契約違約金については、法人1者について、法務局によるみなし解散登記から3年が経過しているため徴収停止措置を行っている。

さらに法人1者についても同じ処理を行う予定。

残りの有限会社1者について、定期的な住民調査等により引続き所在の把握に努めたい。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
工事請負契約違約金	過年度分	2,183,174円	3者

(7) 長門土木建築事務所

強制徴収に向け財産調査を行ったところ、本人と連絡が取れ、収支状況を把握のうえ平成31年1月に分納を決定。

平成31年1月以降、分納は継続している。

7 企業局

(1) 西部利水事務所

使用料の調定金額を誤っているものがあった。

内容	調定年度	誤った調定金額 の計	債務者数
行政財産使用料	平成26年度～ 平成29年度	166,266円 過少	2者

(監査：平成30年7月13日)

7 企業局

(1) 西部利水事務所

行政財産使用料の過少調定分については、平成30年7月に追加徴収を行った。

また、適正な行政財産使用料の算定について、文書で周知・注意喚起し、再発防止に努めている。

8 教育庁

(1) 教職員課

支出負担行為の整理をする時期が遅延しているものがあった。

支出の内容	契約日	支出負担行為 整理日
学校現場における業務 改善加速事業（部活動 指導員配置）	平成29年5月	平成30年3月
学校現場における業務 改善加速事業（学校業 務支援員配置）	19日	30日

(監査：平成30年9月6日)

8 教育庁

(1) 教職員課

新規の委託業務であり、事業担当者と予算担当者の連携が不足していたため。

今後は、財務会計事務について改めて職員に周知を行い、事務処理の遺漏がないよう相互に情報共有を図り、連携して再発防止に努める。

(2) 社会教育・文化財課

支出負担行為の整理をする時期が遅延しているものがあった。

支出の内容	交付決定日	支出負担行為 整理日
国指定文化財維持管理 費補助金	平成29年6月 9日	平成29年11月 20日
山口県指定文化財等保 存活用事業補助金	平成29年7月 4日	平成29年11月 20日

(監査：平成30年10月30日)

(2) 社会教育・文化財課

支出負担行為について、改めて職員に注意喚起を図るとともに、人事異動等により担当職員が変わった場合でも、事務処理の遺漏がないよう班員で契約・補助金事務の情報共有を図っている。

また、会計課等からの通達事項等について、所属全員で情報共有を図り、再発防止に努めている。

(3) 人権教育課

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
高等学校等進学 奨励費	現年度分	9,483,490円	137者
	過年度分	278,138,740円	428者
高等学校等進学 奨励費戻入返納 金	過年度分	1,211,000円	13者

(監査：平成30年9月5日)

(4) 徳山高等学校

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
全日制高等学校授 業料	過年度分	189,900円	3者

(監査：平成30年5月31日)

(3) 人権教育課

未納者に対し、督促状等を送付するほか、長期にわたって納入又は連絡がない債務者に対して、債務の承認等に係る調査を実施。その結果、平成30年度末において、指摘のあった収入未済は次のとおりとなった。引き続き、市町と連携して未収金の縮減に取り組んでいく。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
高等学校等進学 奨励費	現年度分	8,659,600円	126者
	過年度分	273,063,040円	421者
高等学校等進学 奨励費戻入返納 金	過年度分	1,211,000円	13者

(4) 徳山高等学校

平成30年7月に不納欠損処分(債権消滅による)を行い、平成30年度末において、指摘のあった収入未済額は次のとおりとなった。

引き続き、適宜督促等を行い、収納未済の解消に取り組んでいく。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
全日制高等学校授 業料	過年度分	105,600円	1者

9 警察本部

次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
放置違反金	現年度分	2,263,000円	151者
放置違反金延滞金	現年度分	409,000円	56者
	過年度分	2,394,000円	531者
交通事故等損害賠償金	過年度分	850,413円	5者

(監査：平成30年10月18日)

9 警察本部

放置違反金及び放置違反金延滞金の未納者に対し電話、訪問催告等を実施した結果、指摘のあった収入未済額については、平成30年度末において次のとおりとなった。

引き続き、電話、訪問等による早期収入に取り組んでいく。

また、交通事故等損害賠償金については、他行政機関への所在確認依頼を試みるも、いずれも所在不明であり、平成30年度において回収実績がなかった。

今後は、所在解明に向けた関係機関への協力依頼等、収入未済の解消に向けて取り組んでいく。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
放置違反金	現年度分	1,080,000円	68者
放置違反金延滞金	現年度分	391,000円	49者
	過年度分	2,194,000円	479者
交通事故等損害賠償金	過年度分	850,413円	5者

II 定期監査の結果に添える意見に対する措置の内容

1 平成30年度意見に対する措置の内容

意見	措置の内容
<p>(1) 内部統制制度の導入と意識の醸成について</p> <p>平成29年6月の地方自治法の一部改正により、平成32年4月から内部統制制度が導入されることとなる。</p> <p>このため、昨年度の監査意見では、内部統制が有効に機能しているとは言い難い状況が見受けられたことを受けて、「財務事務における内部統制体制の整備」について、意見を付したところである。</p> <p>今年度の監査においては、改善留意を要する機関数及び件数、報告・公表件数はいずれも昨年度に比べ増加しており、中でも調定もれや調定金額に誤りがあるもの、調定期間が遅延しているもの、支出負担行為の整理時期が遅延しているもの、物品管理の事務処理が不適正なものなどの事案が増加している。</p> <p>これらの事案は、内部統制が有効に機能すれば発生するリスクを減らすことができるものと考えられる。</p> <p>このような状況にあつて、財務事務の適正な執行を確保するためには、リスクを可視化し、その情報を共有し、リスク管理を行うことが重要であることから、こうした視点を踏まえ、内部統制体制の整備を進められたい。</p> <p>また、内部統制制度が円滑かつ着実に組織全体に定着し、内部統制が有効に機能するためには、所属長の内部統制に対する理解が不可欠であることから、リスク管理に向けた研修等において、特に所属長の内部統制に係る意識の醸成に一層努められたい。</p> <p>(2) 出納員及び分任出納員の適正な配置について</p> <p>出納員について、会計規則により出納員に充てると規定されている職に該当する者が配置されていない出先機関が見受けられた。</p> <p>また、分任出納員について、同規則により分任出納員を置くと規定されているが、分任出納員を配置していない機関が見受けられた。</p> <p>については、出納員及び分任出納員の適正な配置を徹底されるとともに、各機関の所管事務及び組織等の状況に応じて、同規則の規定を整備されたい。</p>	<p>(1) 内部統制制度の導入と意識の醸成について</p> <p>令和2年4月からの内部統制制度導入に向け、全庁的な体制の整備及び運用を推進するため、平成31年4月に「内部統制推進室」を設置し、関係課が連携して検討を行う体制の整備を行った。</p> <p>調定や支払い等の財務事務に係るリスクへの対応については、各所属において、業務遂行上のリスクの洗い出し・評価を行い、組織として対応する必要性が高いリスクを選定した上で、個々のリスクに対する具体的な対応策を検討しているところである。</p> <p>また、内部統制制度の概要や導入の趣旨等について、職員に周知を行い、所属長を始めとした職員の意識の醸成を図っている。</p> <p>引き続き、内部統制推進室を中心に、関係課で連携しながら、内部統制制度の導入に向けた体制の整備及び職員の意識の醸成に努める。(人事課)</p> <p>(2) 出納員及び分任出納員の適正な配置について</p> <p>出納員については、所属に職指定の職員が配置されていないことから、会計規則に基づき臨時の出納員を任命するよう指導した。</p> <p>分任出納員については、設置の要否について精査及び報告を要請し、必要に応じて同規則の規定を改正することとする。(会計課)</p>

2 平成24年度意見に対する措置の内容

意見	措置の内容
<p>(1) 県立学校における団体への負担金の支出について 学校職員等を主たる会員として、その研修や意見交換を行うことを目的として設立された任意団体(31団体)に対して、毎年、県から負担金として総額約9百万円が支出されている。</p> <p>当該負担金について、次の点を検討の上、適切な措置を講じられたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の財政的支援により団体が実施している研修については、教育公務員特例法第21条の趣旨を踏まえ、県が実施する研修との整合を図り、県の研修計画にその位置付けを明らかにすること。 <p>その場合、研修内容に応じて所管課を決定し、支援の必要性を検討するとともに、団体への指導・助言体制、実績報告の徴取や成果の検証等について県の責任体制を整備すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県が研修を奨励するための方途として行う財政支援措置について、会費を基準として会費相当額を負担金として支出することの適否を検証するとともに、県立学校を通じ、団体に支出している現行の事務取扱いについて、効率化の観点から必要な見直しを行うこと。 	<p>(1) 県立学校における団体への負担金の支出について (平成25年度の措置内容)</p> <p>県の財政的支援により団体が実施する研修の位置付けや研修内容に応じた所管課の決定による指導・助言体制の整備など、県の責任体制について検討を進めていく。</p> <p>財政的支援措置については、負担金による支出の適否の検証を行い、適正で効率的な財政的支援措置を行っていく。</p> <p>引き続き改善を図っていくこととする。</p> <p>(平成27年度の措置内容)</p> <p>県の財政的支援により団体が実施する研修の位置付けや研修内容に応じた所管課の決定による指導・助言体制の整備など、県の責任体制について引き続き検討を進める。</p> <p>また、財政支援措置については、一部団体の負担金を廃止したところであり、引き続き負担金額の検証を進めるとともに、効率的な事務取扱いに向けた改善に取り組む。</p> <p>(平成28年度の措置内容)</p> <p>県の財政的支援により団体が実施する研修の位置付けや研修内容に応じた所管課の決定による指導・助言体制の整備など、県の責任体制について引き続き検討を進める。</p> <p>県立学校における団体への負担金の支出について、一部を廃止した。</p> <p>県が負担金を支出する各団体に対する県の関与のあり方については、引き続き検討する。</p> <p>また、全ての県立学校が一律に負担金を支出している団体への一括支出を検討する。</p> <p>(平成29年度の措置内容)</p> <p>平成28年度中に各団体の所管課を決定した。</p> <p>今後、所管課を中心に各団体への負担金支出の必要性、指導・助言体制等について検討を進める。</p>

	<p>(平成30年度の措置内容)</p> <p>各団体の所管課において、各団体への負担金支出の必要性、指導・助言体制等について引き続き検討を進めている。</p> <p>(令和元年度の措置内容)</p> <p>各団体が実施している研修については、所管課において検討した結果、県の研修を補完する位置づけとなっているものについては、負担金支出を継続することとした。</p> <p>今後、所管課において、各団体における活動状況を把握し、指導・助言等を行っていく。</p> <p>また、全ての県立学校が加入している団体については、団体の事務局所在校に一括支出を行うことにより、事務の効率化を図った。(教育政策課)</p>
--	---